

重度の障害のある方へ 特別障害者手当などが支給されます

重度の障害のある方で、日常生活において常に特別な介護が必要な方は、認定を受けることにより特別障害者手当などが受給できます。

●特別障害者手当

【対象】身体または知的・精神に重度の障害（※1）があり、日常生活において常時特別な介護が必要な満20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する方

- ①重度の障害が二つ以上ある（内部障害の重複は一つの障害として扱います）
- ②重度の障害が一つあり、ほかの障害（身体障害者手帳3級療育手帳の障害の程度がA、精

手当	支給額（月額）
特別障害者手当	27,200円
障害児福祉手当	14,790円
特別児童扶養手当	1級 52,200円
	2級 34,770円

神障害）が二つ以上ある

③重度の障害が一つあり、その障害のため日常生活（動作）において常に特別な介護が必要

●障害児福祉手当

【対象】身体または知的・精神に重度の障害（※1）があり、日常生活において常時特別な介護が必要な満20歳未満の在宅障害児で、次のいずれかに該当する子ども

- ①重度の障害が一つ以上ある
- ②知的障害（療育手帳の障害の程度がA）と身体障害（身体障害者手帳2級）の合併障害

●特別児童扶養手当

【対象】身体または知的・精神に障害があり、次のいずれかに該当する満20歳未満の子どもを家庭で養育している保護者

■1級に該当する子ども

- ①身体障害者手帳1・2級ま

たは3級の一部（※2）

②療育手帳の障害の程度がA

■2級に該当する子ども

- ①身体障害者手帳3級または4級の一部（※3）
- ②療育手帳の障害の程度がB

（※1）身体障害者手帳1・2

級、知的障害者でIQ（知能指数）がおおむね20以下、重度の精神障害

（※2）下肢障害において、両足首から欠くもの

（※3）下肢障害において、一下肢の機能の著しい障害以上

手当には支給制限があります

- ・本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき
- ・社会福祉施設に入所しているとき
- ・3カ月以上入院しているとき（特別障害者手当のみ）

◎手当の認定については審査があり、該当にならない場合があります

手当によって必要な書類が異なります。詳しくは、福祉課へお問い合わせください。

■問い合わせ

福祉課

☎0820（77）5505



ご相談は…

柳井地区広域消費生活センター

☎0820（22）2125

山口県消費生活センター

☎083（924）0999

自宅の水漏れ修理などで思いがけない請求に注意!

【相談】

キッチンの蛇口から水が漏れているのを発見したので、業者に修理の見積もりを依頼した。来訪した業者から水漏れの状況を確認後「すぐにでも作業が必要」と言われ不安になったため、料金が高いと思ったがその場で契約をしまった。冷静になって考えるとやはり修理代が高いように思う。解約したい。

【処理】

元々契約の意思はなく、単なる見積もりを依頼して訪問してきた業者とその場で契約した場合は、訪問販売に該当する。契約書などの書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができるため、解除通知の書き方や出し方について助言した。

【ワンポイント講座】

水漏れなどの生活に影響するトラブルは早く解決したいという気持ちもあり、その場で契約してしまいがちです。しかし、十分な検討をしないまま契約を結ぶのは危険です。日頃からトラブルが起きた時に備え、初期対応や安心して修理を依頼できる業者について事前に情報収集しておきましょう。

■問い合わせ 周防大島町商工観光課

☎0820（79）1003